

令和5年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.72)	— (16.72)	1.6 (25)	8.4 (350)

備考

- 表中において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 各比率の()内は、早期健全化基準です。

2 資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20)
公共下水道事業会計	— (20)

備考

- 表中において、資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。
- 資金不足比率の()内は、経営健全化基準です。

健全化判断比率等について

地方公共団体は、財政の早期健全化や再生を促すことを狙いとする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、4つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）と公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けた後、その意見を付けて議会に報告、そして市民に公表することとされています。

なお、健全化判断比率等には、財政を早期に健全化すべき基準や、再生すべき基準が設けられており、健全化判断比率等のうち、一つでも基準以上のものがあつた団体には、財政健全化・財政再生計画や経営健全化計画の策定と国への報告が義務付けられています。

1 健全化判断比率等の算定の対象範囲

健全化判断比率等の算定の対象となる本市の会計と団体の範囲は、次のとおりです。

法律上の会計区分	本市の会計区分	健全化判断比率				資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
一般会計等以外の特別会計（公営企業に係る会計を除く。）	国民健康保険事業特別会計					
	介護保険事業特別会計					
	後期高齢者医療事業特別会計					
公営企業に係る会計	水道事業会計					
	公共下水道事業会計					
一部事務組合・広域連合	秦野市伊勢原市環境衛生組合					公営企業会計ごとに算定
	金目川水害予防組合					
	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	秦野市土地開発公社					公営企業会計ごとに算定
	秦野市スポーツ協会					

2 健全化判断比率等の算定方法

(1) 実質赤字比率

ア 内容

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 令和5年度標準財政規模：32,056,862千円

(2) 連結実質赤字比率

ア 内容

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

ア 内容

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）（％）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○ 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 一般会計等から組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

ア 内容

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

将来負担比率(%) =	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
-------------	--

○ 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

○ 将来負担額から控除されるもの

- ⑨ 充当可能基金額（①～⑥に充てることのできる基金）
- ⑩ 特定財源見込額
- ⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(5) 資金不足比率

ア 内容

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

イ 算定式

資金不足比率(%) =	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
-------------	--------------------------------------

○ 資金の不足額の算定

（法適用企業）（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業）（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○ 事業の規模の算定

(法適用企業) 営業収益－受託工事収益の額

(法非適用企業) 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

3 早期健全化・財政再生・経営健全化の基準

健全化判断比率には早期健全化と財政再生の基準が、また、資金不足比率には経営健全化基準が設けられています。

これらの比率のうち、数値が一つでも基準値以上となった場合には、財政健全化計画・財政再生計画や経営健全化計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

本市における令和5年度決算に基づく早期健全化・財政再生・経営健全化基準は、次のとおりです。

早期健全化・財政再生・経営健全化の基準(令和5年度決算の場合)

(単位：%)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	11.72 (※1)	20
(2) 連結実質赤字比率	16.72 (※2)	30
(3) 実質公債費比率	25	35
(4) 将来負担比率	350	なし (※3)
(5) 資金不足比率	20 (※4)	なし

備考

※1 11.25%～15%の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されます。

※2 16.25%～20%の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されます。

※3 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

※4 経営健全化基準といいます。

4 令和5年度決算に基づく秦野市健全化判断比率等の算定結果

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.72)	— (16.72)	1.6 (25)	8.4 (350)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 2 各比率の（ ）内は、早期健全化基準です。

ア 実質赤字比率

本市の一般会計決算は、実質収支が2,526,489千円の黒字のため、実質赤字比率は、マイナス7.88パーセント（実質赤字比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

イ 連結実質赤字比率

本市の一般会計、特別会計（国保・介護・後期高齢者医療）及び公営企業会計（水道・公共下水道）の連結決算額は5,777,563千円の黒字のため、連結実質赤字比率は、マイナス18.02パーセント（連結実質赤字比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

ウ 実質公債費比率（3か年平均）

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

基準としては、早期健全化基準（25パーセント）及び財政再生基準（35パーセント）が設けられています。

本市の令和3年度から令和5年度までの3か年の平均値は、1.6パーセントとなっています。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

基準としては、早期健全化基準（350パーセント）のみが設けられています。

本市の将来負担比率は、8.4パーセントとなっています。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	－ (2 0)
公共下水道事業会計	－ (2 0)

備考

- 1 いずれの会計も資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。
- 2 資金不足比率の（ ）内は、経営健全化基準です。

ア 水道事業会計

水道事業会計決算は、資金剰余額が 2, 0 9 2, 6 8 2 千円のため、資金不足比率は、マイナス 9 6. 4 パーセント（資金不足比率がマイナスとなるため「－」と表示）となっています。

イ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計決算は、資金剰余額が 7 3 8, 6 4 1 千円のため、資金不足比率は、マイナス 2 8. 5 パーセント（資金不足比率がマイナスとなるため「－」と表示）となっています。

5 健全化判断比率等の対前年度比較

区 分		令和 5 年度 A	令和 4 年度 B	比較増減 A－B
実 質 赤 字 比 率		－	－	－
連結実質赤字比率		－	－	－
実 質 公 債 費 比 率		1. 6 %	1. 6 %	±0.0ポイント
将 来 負 担 比 率		8. 4 %	1 2. 2 %	△3.8ポイント
資金不足比率	水 道	－	－	－
	下水道	－	－	－

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、いずれの年度も黒字（資金剰余）が生じているため、これらの比率は算定されていません。

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、前年度と同じとなりました。

この比率は3か年平均で算出することから、令和2年度と令和5年度の単年度ごとの分母と分子の状況を比較すると、分母では、基準財政需要額の増加に合わせて普通交付税額が増加し、分子でも、公債費に準ずる債務として、学校給食施設整備事業費及び戸川堀山下線（仮称）事業用地買収費の債務負担行為額が増加したことによるものです。

(3) 将来負担比率

将来負担比率は、前年度に比べて3. 8ポイントの減となりました。

これは、分母では、基準財政需要額の増加に合わせて普通交付税額が増加した一方で、分子では、公共下水道事業で借り入れた地方債の償還が進み公営企業債等繰入見込額が減少したほか、秦野市伊勢原市環境衛生組合で借り入れたクリーンセンター建設事業債の償還が進んだことにより、組合への負担等見込額が減少したことなどによるものです。